

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
発動発電機等及びバッテリー型電源の調達（災害対策用移動通信機器の調達）（令和5年度）	谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.2.1	アイコム（株） 東京都江東区木場2-17-16	1120001019349	令和6年能登半島地震への復旧支援として、通信インフラの支援を実施することを目的とし、地方公共団体や災害対応組織へ貸与するための発動発電機及びバッテリー型電源の調達に係る契約を緊急に締結する必要がある。 会計法第29条の3第4項	36,300,000	36,300,000	100.0%					
災害対策用移動通信機器（衛星インターネット機器）の調達及び回線使用料の支払い（令和5年度）	谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.2.1	KDDI（株） 東京都千代田区飯田橋3-10-10	9011101031552	令和6年能登半島地震への復旧支援として、被災した地方公共団体等に対し無線機器を貸与してインターネットを利用できる体制を確立するに当たり、必要な契約を緊急に締結するため。 会計法第29条の3第4項	114,355,000	114,355,000	100.0%					
公共安全モバイルシステム端末等の調達（災害対策用移動通信機器の調達）（令和5年度）	谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.2.2	京セラ（株） 神奈川県横浜市都筑区加賀原2-1-1	4130001000049	令和6年能登半島地震への復旧支援として、被災地で復旧業務に当たっている組織の災害対応要員や総務省職員等が関係機関と連絡を取るために必要なシステムを緊急に購入するため。 会計法第29条の3第4項	125,037,000	125,037,000	100.0%					
遠隔方位測定設備 業務処理統括装置等付加機能の調達	谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.2.2.1	日本電気（株） 東京都港区芝5-7-1	7010401022916	本件は、日本電気株式会社が構築した遠隔方位測定設備業務処理統括装置等に対し、電波監視業務の充実を図るため、機能追加を実施するものである。 現行設備に対し付加機能の拡充追加のためのモジュール導入等を実施するため、日本電気株式会社以外から調達した場合には、正確な設定変更や調整が行えず、他の設備との互換性が損なわれやすい支障が生じるおそれがあることから、同社と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項	62,260,000	62,260,000	100.0%					
静止衛星監視設備シェルタ用空調機の修繕等の請負	谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.2.6	三菱電機（株） 東京都千代田区丸の内2-7-3	4010001008772	本件は、総務省が宇宙電波監視業務（衛星が発射する電波の質の監査、軌道位置の確認及び混信調査等）を行うために関東総合通信局三浦電波監視センターに整備している静止衛星監視設備シェルタ内の空調設備の故障に伴う修繕等の請負作業である。 当該設備は、赤道上空の静止衛星を捕捉して測定する機能やアップリンク干渉源の位置特定機能などの特殊な機能を有する宇宙電波監視を行うための専用設備であるため、本請負に当たっては、既存の設備と互換性をもち、正しく動作するよう調整する作業が必須となり、当該設備のシステム構成及び運用について熟知していることが必須となる。 そのため、今回の調達にかかるノウハウからして、設備構築事業者である三菱電機株式会社以外の対応は難しく公募の提出がなかった。また他に合理的な代替も無いことから、同社と随意契約を締結するものである。	4,950,000	4,950,000	100.0%					
スタートアップ企業特化型企業情報提供サービス提供の請負	谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.2.20	(株) ユーザベース 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号	1010001230222	本件は、行政目的を達成するために不可欠な情報の提供を受けるものであり、当該情報を提供できるのは一者に限られることから、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。	1,584,000	1,584,000	100.0%					
総務省LANのGSS移行に係るFlyサーバ接続に伴うNW設定変更	谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.2.15	日鉄ソリューションズ（株） 東京都港区虎ノ門1-17-1	9010001045803	本件請負は、ガバメントソリューションサービス（GSS）への移行に当たり、総務省LANの設定変更作業を行うものである。 作業対象が総務省LANの提供しているサービスと密接に連携しており、現在稼働している総務省LAN及び総務省LANに接続している業務システムに影響を与えないよう作業する必要があることに加え、もし上記作業等が的確に実施されない場合、現行システムに影響が生じ省内職員の業務に支障が出るおそれや、セキュリティの確保がなされず情報流出事故が発生してしまうおそれがある。 そのため、本件請負は、総務省LANのセキュリティ対策はもとより、ハードウェア、ネットワーク等のシステム全体の構成を十分に把握している日鉄ソリューションズ株式会社以外に行うことはできないものである。 なお、念のため同業他社に対し、対応可否について事前聴取を行ったが、対応不可能な旨の回答を得ている。	10,890,000	10,890,000	100.0%					

被災地における放送番組のインターネット配信の実施に係る有効性検証に関する請負（北陸朝日放送株式会社）	谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.2.1	北陸朝日放送（株） 石川県金沢市松島1丁目3番2	4220001006251	本件は、令和6年能登半島地震の被災者向けに行われる情報収集手段としての放送番組のインターネット配信の有効性を検証するものである。石川県を対象として災害情報を含めた放送を行い、被災者に対して責任をもって早急に放送番組をインターネット配信で提供し、その効果について検証することができるのは石川県の放送法第2条第2号の特定地上基幹放送事業者以外に存在しないため、同社と随意契約を行う必要がある。	12,499,454	11,379,016	91.0%								
被災地における放送番組のインターネット配信の実施に係る有効性検証に関する請負（株式会社テレビ金沢）	谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.2.1	（株）テレビ金沢 石川県金沢市古府2丁目1番3番地	1220001004472	本件は、令和6年能登半島地震の被災者向けに行われる情報収集手段としての放送番組のインターネット配信の有効性を検証するものである。石川県を対象として災害情報を含めた放送を行い、被災者に対して責任をもって早急に放送番組をインターネット配信で提供し、その効果について検証することができるのは石川県の放送法第2条第2号の特定地上基幹放送事業者以外に存在しないため、同社と随意契約を行う必要がある。	12,499,454	12,283,920	98.2%								
被災地における放送番組のインターネット配信の実施に係る有効性検証に関する請負（北陸放送株式会社）	谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.2.1	北陸放送（株） 石川県金沢市本多町3丁目2番1号	5220001006440	本件は、令和6年能登半島地震の被災者向けに行われる情報収集手段としての放送番組のインターネット配信の有効性を検証するものである。石川県を対象として災害情報を含めた放送を行い、被災者に対して責任をもって早急に放送番組をインターネット配信で提供し、その効果について検証することができるのは石川県の放送法第2条第2号の特定地上基幹放送事業者以外に存在しないため、同社と随意契約を行う必要がある。	12,499,454	12,436,270	99.4%								
自治体情報システムの標準化・共通化に伴う市町村間通知の改修に関する業務	谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.2.20	地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町2番5	3010005022218	国共通の文字セット（MJ+）による市町村間の文字情報の送受信を実現するためには、住民基本台帳ネットワークシステム等の改修が必要となる。同システムは、地方公共団体情報システム機構が管理・運用をしているものであり、本件改修を行えるのは同機構のみであるため。	4,080,000,000	4,080,000,000	100.0%								
総合行政ネットワークの更改等（令和5年度分）に関する業務	谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.2.14	地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町2番5	3010005022218	地方公共団体情報システム機構法及び地方公共団体情報システム機構定款により総合行政ネットワークの更改を実施できる事業者は当該ネットワークの事業者である地方公共団体情報システム機構以外にないため	400,000,000	400,000,000	100.0%								
地方財政決算情報管理システムサービス提供業務委託	谷内 正登 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.2.1	（株）日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	7010001008844	当システムにおいて調査データを収集して作成される「地方財政白書」は毎年国会への報告が法律で義務づけられており、他の報告書を含めこれらの作成は、一連の処理を通し確実な遂行が求められることから、当システムのハードウェア、パッケージソフトウェアの内容について熟知しているとともに、必要に応じてプログラムソースの改修を行うことができる者を中心とした開発体制を構築することが必要である。株式会社日立製作所は当システムを開発し、保守・運用を行ってきた実績があり、株式会社日立製作所以外の者から調達した場合、互換性について著しい支障が生じる恐れがあることから、株式会社日立製作所と随意契約を結ぶもの。	211,180,200	211,180,200	100.0%								

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。